

忠岡町スポーツセンター指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和32年条例第4号）第3条の規定に基づき、忠岡町スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、忠岡町教育委員会の諮問に応じて忠岡町スポーツセンター（以下「施設」という。）の管理運営業務を行う指定管理者の選定について審議し、審査結果を忠岡町教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から、当該指定管理候補者の選定が終了する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 第6条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、施設を所管する課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。